明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件
（法務三九三、三九四）　二
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（同三九五）　六
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同三九六、三九七）　六
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示
（財務二六五～二七一）　三
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示
（同二七二～二七四）　三
○特別名勝に指定する件
（文部科学一二二）　三
○史跡に指定する件（同一二三）　三
○名勝に指定する件（同一二四）　三
○天然記念物に指定する件（同一二五）　三
○特別史跡に地域を追加して指定する件（同一二六）　三
○史跡に地域を追加して指定し、名称を改める件（同一二七）　三
○史跡に地域を追加して指定する件
（同一二八）　三
○名勝に地域を追加して指定し、名称を改める件（同一二九）　三
○名勝の名称を改める件（同一三〇）　四
○天然記念物の指定を解除する件
（同一三一）　四
○記念物を登録記念物に登録する件
（同一三二）　四
○文化的景観を重要文化的景観に選定する件（同一三三）　四
○重要文化的景観に地域を追加して選定する件（同一三四）　四

〔公告〕

諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四一
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、日本年金機構入札関係　六六
地方公共団体
行旅死亡人関係　七七
会社その他
会社決算公告　九七